

農地法第4条・5条の届出(市街化区域での農地転用)に伴う書類一覧

書 類	部 数	注 意 事 項
1 農地転用届出書	2	申請者及び筆数が多い場合は、別紙も記載してください。
2 土地の登記事項証明(全部事項証明書)	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 登記されている住所と現住所が異なる場合は、6をご参照ください。
3 申請地の公図	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 申請地を枠線で表示してください。
4 申請地の案内図	1	2, 500分の1の縮尺以上の地図に申請地を赤枠で表示してください。
5 委任状	1	申請が代理人の場合に提出が必要です。 譲受人・譲渡人の双方が自署または記名押印したものをご用意ください。

該当する場合は下記の書類も併せてご提出ください。

6	住民票、住居表示変更証明、法人登記事項証明書、戸籍の附表等	い ず れ か 1	土地の登記事項証明書の住所・氏名と届出書との住所・氏名が異なる場合 原本(発行より3ヶ月以内のもの)
7 ①	法定相続情報証明	1	登記名義人が死亡している場合 ①がある場合は、①と③をご提出ください。 ①がない場合は、②と③をご提出ください。 遺産分割協議書がない場合は、法定相続人全員の自署または記名押印による申請が必要となります。 ※①(法務局発行)、②(本籍地の自治体発行)
7 ②	相続関係図、被相続人の戸籍謄本(出生から死亡まで)、相続人全員の戸籍謄本	各 1	
7 ③	遺産分割協議書	1	
8	地積測量図	1	筆の一部を転用する場合(部分転用) 申請地を枠線で表示してください。
9	仮換地証明	1	区画整理事業区域内の場合
10	農地法第18条第6項の通知書	1	申請地に賃借人が存在する場合
11	共有者の同意書	1	届出する土地の権利者が、複数(共有)であり、連名で農地転用届出書を提出されていない場合

※その他審査に必要と判断された場合には、追加で上記以外の書類を提出いただくことがあります。

(注意事項)

- 受理証明書発行までは、2営業日程度かかります。
- 原本還付を希望する方は、原本と写しの両方を持参してください。